

監委公告第 2 号
平成30年1月18日

熊本市監査委員 鈴木 弘

熊本市監査委員 齊藤 聰

熊本市監査委員 宮本 邦彦

熊本市監査委員 高島 剛一

監査結果に基づき市長等が講じた措置について

包括外部監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により公表する。

平成 14 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ：交通事業の「財務に関する事務の執行」
及び「経営に係る事業の管理」について～

交通局 総務課

指摘事項等	措置内容	措置日
他会計借入金について、補助金交付があるのに返済がされていない。	バス事業廃止にあわせ、平成 26 年度末にバス事業分は完済した。 軌道事業分については、短期での完済が困難であることから経営状況を踏まえ、平成 28 年度から返済を開始している。	平成 29 年 3 月 31 日

平成19年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：国民健康保険事業および老人保健医療事業にかかる事務の執行について～

健康福祉局 保健衛生部 国保年金課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><国民健康保険事業の収納管理> 現年度優先徴収のため、過年度の滞納が増加し、それに係る延滞金の徴収がなされていないという事実が存在している。 平成18年度滞納繰越額に対する延滞金を概算計算すると1,255百万円となる。特別の理由（熊本市国民健康保険条例第23条4項）に該当するか否かの議論もなく、現在延滞金の徴収は行われていない。</p>	<p>国民健康保険料の延滞金徴収に向けて、平成28年1月にシステムの改修を行い、平成29年3月に条例（熊本市国民健康保険条例、熊本市介護保険条例、熊本市後期高齢者医療に関する条例）を改正、延滞金減免要綱を策定した。 平成29年度より延滞金の徴収を開始した。</p>	<p>平成29年4月1日</p>

平成20年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ：補助金等に関する事務の執行について～

都市建設局 土木部 道路整備課・東部土木センター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜私道等整備事業費補助金＞ 単費で補助率 3/4 の支給となっている（上限 2,500 千円 下限 100 千円）。徐々に補助率を拡充してきた経緯はあるが、申請件数の減少（整備の進行と里道の国→市管轄の影響）があり、財政状況を考慮すれば、事業補助であっても補助率の引き下げを検討することが望ましい。</p>	<p>当該補助金は、市民の生活環境の改善を図ることを目的として、一般交通の用に供している私道の整備や補修工事に対して交付するものであり、市民のニーズは高い。 また、熊本地震により当該補助金の相談・申請（額）件数が増加しており、現状のままで運用していく方針を決定した。</p>	<p>平成 29 年 11 月 15 日</p>

平成21年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公有財産・物品・基金の管理等に関する事務の執行について～

都市建設局 建築住宅部 住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><白藤団地における遊休地> 熊本市第2次住宅マスタープランにおいて今日の住宅事情や社会情勢等を考慮し、白藤団地第4期建設を中止したことは評価できる。当該土地取得のために起債しており、その残高があるため早急な売却は困難である。 平成7年頃の259百万円を今日まで資金で運用していたと仮定するならばその逸失利益は92百万円と計算された。 早期に今後の活用方針が決まることが望まれるが、それまでは団地内自治会等にその利用を認める一方で、維持管理を委託する等維持管理費を抑えることも考える必要がある。</p>	<p>熊本地震に伴う災害公営住宅（80戸程度）を建設する予定。平成29年3月から調査、設計に着手している。</p>	<p>平成28年11月25日</p>
<p><鉾町団地における遊休地> 熊本市第2次住宅マスタープランにおいて今日の住宅事情や社会情勢等を考慮し、鉾町団地第3期建設を中止したことは評価できる。当該土地取得のために起債しており、その残高があるため早急な売却は困難である。 平成10年頃の466百万円を今日まで資金で運用していたと仮定するならばその逸失利益は116百万円と計算された。 早期に今後の活用方針が決まることが望まれるが、それまでは団地内自治会等にその利用を認める一方で、維持管理を委託する等維持管理費を抑えることも考える必要がある。</p>	<p>平成22年度に未利用地のうち約2,700㎡を「まちの広場」、約1,150㎡を「団地のための調整池」として整備した。 残地の約3,370㎡は、将来的に売却したいと考えているが、起債残もあることから、当面はまちの広場との一体的な利用を認めている。 まちの広場については、地元自治会（まちの広場愛護会）に管理を依頼し、維持管理費の縮減を図っているといるところである。 （【起債】償還期間H12～H34 借入金 2,081,700千円）</p>	<p>平成29年4月1日</p>

平成21年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公有財産・物品・基金の管理等に関する事務の執行について～

経済観光局 観光交流部 観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><観光施設用地における遊休地（川尻）></p> <p>日常は入口がロックされており、公園の一部としての日常の利用状況を見れば、観光政策課が所管課として管理する必要があるのか疑問である。</p> <p>平成5年頃の110百万円を今日まで資金で運用していたと仮定するならばその逸失利益は62百万円と計算された。</p> <p>地域の行事等がある場合の駐車場用地として貸出しの申請に対応する現況なら利用頻度も少ない。観光政策課がある経済振興局内で有効活用を見いだせない場合は、当該物件を観光政策課から管財課へ所属替えをし、全庁的に利活用について照会を行い検討し、今後の活用方針を決定すべきである。</p>	<p>駐車場等として有効活用を考えている文化振興課へ所管替えの手続きを平成30年1月に行う予定。</p> <p>平成28年の「史跡熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画」において、周辺の文化財等を一体的に活用していくことを文化振興課で計画しているが、その中で周辺には十分な駐車場敷地がないため、文化振興課で駐車場等として有効活用していくもの。</p> <p>※平成29年度第1回市有財産活用・調整会議にて報告済み</p>	<p>平成29年8月18日</p>

平成21年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公有財産・物品・基金の管理等に関する事務の執行について～

経済観光局 観光交流部 観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜観光用地、盗人島における遊休地＞ 用地寄贈後、平成4年3月に策定した「金峰山・有明海沿岸観光開発基本計画」において、有明海沿岸の休憩スポットとしての活用が検討されていたという事であるが、現在ではこの土地は、柵を設け、事故が起こらないように侵入等を禁止してある。</p> <p>観光政策課が現況で所管する意図が不明である。</p> <p>当初取得目的を逸した物件であり、観光政策課がある経済振興局内で有効活用を見いだせない場合は、当該物件を観光政策課から管財課へ所属替えをし、全庁的に利活用について照会を行い検討し、今後の活用方針を決定すべきである。</p>	<p>庁内での利活用について照会をかけたが、活用希望がなかったため、資産マネジメント課（旧管財課）に所管替えし公売にかけることを平成29年度第1回市有財産活用・調整会議にて決定した。現在、境界線を確定するため土地家屋調査士に依頼を行っている。</p>	<p>平成 29 年 8 月 18 日</p>

平成21年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公有財産・物品・基金の管理等に関する事務の執行について～

都市建設局 土木部 土木総務課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><東塘プラントにおける遊休地> 平成3年旧天明町合併により熊本市に帰属したとはいえ、未利用の期間が長期過ぎる。 道路拡張用地として一部利用予定としているが、現在、道路整備計画が未確定であり、残地も未確定である。資産の有効活用のために、道路整備計画が実施されることになれば、当該道路整備部分と同時に残地部分も有効活用を検討することが望ましい。</p>	<p>道路整備計画が未確定であるため、当面は西部土木センター河川公園整備課の資材置場等として活用する方針を決定した。</p>	<p>平成 29 年 5 月 22 日</p>

平成24年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ：熊本市の保育事業の執行について～

健康福祉局 子ども未来部 保育幼稚園課・指導監査課

指摘事項等

<市立保育所の固定資産の管理状況について>

《本荘保育園》

① 電気室（機械の配電盤等が設置されている部屋）について

本荘保育園では運動場の一角に倉庫を設置しているがその倉庫が満杯状態で倉庫が不足しており、遊戯具等の備品を倉庫代わりに電気室に収納している。

電気室を倉庫代わりに使用することは、防災上問題があるため倉庫代わりに利用すべきではない。倉庫が不足しているので、新たに倉庫を設置など倉庫のスペースを確保する必要がある。

② 備品の管理について

保育幼稚園課では、備品の管理として備品台帳に基づき管理番号シールを各保育所に配布し備品に貼付する手続を行っている。

しかし、現場視察の際、備品のすべてに管理番号シールが貼られていなかった。また備品台帳に記載されているが、実際に保育所内にはないものが3点あった。

管理番号シールが本荘保育園に配布されたのは現場往査日の1か月ほど前ということもあり、職員が通常業務の合間に貼付作業を行っている実態を鑑みると、現場視察の際にすべての備品に管理番号シールが貼られていなかったことは致し方ないとも考えられる。ただし、保育所所有の備品は、熊本市物品会計規則第5条において、「物品の出納及び保管の適正を期し、その増減及び現在数を明らかにし（以下略）」と記載されているとおり、実数把握が必要である。備品管理を適切に行うためには正確な備品台帳の作成が不可欠であるため、今後は定期的に備品台帳と実際の備品との照合を行うのが望ましいと思われる。

《城東保育園》

備品の管理について

現場往査時に備品台帳と現物の突合を行った結果、備品台帳に記載されているが、実際に園内にはないものが7点あった。

城東保育園は平成10年に熊本乳児保育園と統合している。当時、現場で備品の引継が行われたことを示す資料がなく、城東保育園の職員により備品の実在性が把握されていなかったと考える。

備品管理を適切に行うために、備品台帳と実在する備品の照合する方法として、新たな備品番号シールを貼付するなど備品の実在性の把握ための措置を実施すべきである。

《梶尾保育園・菱形保育園》

梶尾・菱形両保育園では、事前にシステム上の備品台帳のチェックが終わっており、備品台帳にはあるが現物がないものがあつた。また、システム上の備品台帳に記載がないにもかかわらず、現物があるものが多数存在していた。

固定資産の管理状況の確認の結果、備品台帳に記載のあるものの、現物が確認できなかったものが複数認められた。これは、備品台帳と現物の定期的な照合を行っていないため、すでに使われなくなった備品がどこに保管されていないのか把握しきれていないこと、および備品の廃棄について保育幼稚園課に適時に報告していないことが原因として挙げられる。

また、備品台帳に登録されていないにもかかわらず、現物があるものについては、梶尾保育園の場合は設立後長期間経過しており備品台帳がないこと、菱形保育園の場合は熊本市・植木町の合併の際、旧植木町の備品台帳が市のシステムへ取り込まれていないことが原因として挙げられる。

備品管理のためには適正な備品台帳の作成が不可欠であるため、合併等により物品管理情報の変更が行われる場合は、合併等の影響が正確に反映されていることを確認する作業が必要であると考ええる。

措置内容	措置日
①については、保育園内の整理を行い、倉庫等、収納スペースを確保し、電気室の遊戯具等を撤去した。	①平成 25 年 3 月 1 日 措置済
②備品の管理については、各保育園に管理番号シールを配布後、備品に貼付して備品確認を行った。また、地震及び火災の影響による備品の損壊等の確認も含めて、財務システムの備品台帳の修正を行った。	②平成 29 年 12 月 8 日

平成25年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：行政組織の統制システムの整備運用状況について～

総務局 行政管理部 情報政策課
市民局 市民生活部 地域政策課
健康福祉局 保健衛生部 国保年金課、福祉部 高齢介護福祉課
財政局 税務部 課税管理課、納税課

指摘事項等	
<p><緊急時対応訓練について> 情報政策課を含む監査対象とした全ての課において、緊急時対応訓練は、これまで計画・実施した課はなかった。セキュリティポリシーに規定されている緊急時対応訓練が、全庁的に考慮されておらず、実施していない可能性があるため、セキュリティポリシーの趣旨に即して、早急に全庁的に対応を検討する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>(情報政策課) 平成27年度より、全庁的に標的型メール攻撃への対処訓練を実施し、併せて各所属での初期対応や緊急時通報の体制について周知を図った。 また、セキュリティ内部監査時に、セキュリティ実施手順書への緊急時対応訓練の記載の有無及び訓練の計画・実施の有無を確認した。</p>	<p>(情報政策課) 平成29年2月27日</p>
<p>(地域政策課) 熊本県が実施した緊急時対応訓練に併せて、各区区民課、出張所に対して伝達訓練を実施した。</p>	<p>(地域政策課) 平成26年2月26日措置済</p>
<p>(国保年金課、高齢介護福祉課) 国保年金課、高齢介護福祉課、情報政策課、運用支援(統合運用、NEC)の5関係者間において、システム障害発生を想定し伝達訓練及び連絡網の確認を実施した。</p>	<p>(国保年金課、高齢介護福祉課) 平成29年3月31日</p>
<p>(課税管理課) 地方税における電子申告システム情報セキュリティ実施手順に基づき、伝達訓練を実施した。</p>	<p>(課税管理課) 平成27年10月22日措置済</p>
<p>(納税課) コンビニ収納業務システムにおいて、緊急時対応訓練を行った。</p>	<p>(納税課) 平成27年11月6日措置済</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 文化振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><備品の管理状況について></p> <p>指定管理者は、仕様書に従い市が貸与する備品及び物品について、指定管理者の備品及び物品とは明確に区別した上で備品の現況を適切に把握し、市が示す備品管理台帳に登載すると共に、その結果を市に報告する必要がある。市は、指定管理者からの報告を受け、熊本市物品会計規則に従い備品の現況を明らかにし、必要に応じて、自ら備品管理台帳と現物の照合を行い、指定管理者の備品の管理状況を確認し、市の備品管理台帳に登載すべきである。</p> <p>また、備品に添付する備品管理シールは、備品管理台帳と備品の現物を紐づける重要な役割を担っており、また、市の備品と指定管理者の備品とを区別するためのものでもあるため、備品に添付すべきである。</p>	<p>【現代美術館】</p> <p>指定管理者に対し、市と指定管理者の備品及び物品を区別して保管すること、台帳での管理状況を市へ報告することについて、改めて確認を行った。</p> <p>それを踏まえ、平成28年3月以降、全ての備品及び物品の台帳と現物の照合作業を行った。照合の結果、平成29年3月、財務システムの備品台帳の整理を完了した。</p> <p>備品管理シールについても、新規購入する備品については貼付を必ず行うことを徹底している。過去に購入した備品についても、必要に応じて備品管理シールの再発行を行う。</p>	<p>平成 29 年 3 月 31 日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 スポーツ振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><備品の管理状況について> 指定管理者は、仕様書に従い市が貸与する備品及び物品について、指定管理者の備品及び物品とは明確に区別した上で備品の現況を適切に把握し、市が示す備品管理台帳に登載すると共に、その結果を市に報告する必要がある。市は、指定管理者からの報告を受け、熊本市物品会計規則に従い備品の現況を明らかにし、必要に応じて、自ら備品管理台帳と現物の照合を行い、指定管理者の備品の管理状況を確認し、市の備品管理台帳に登載すべきである。</p> <p>また、備品に添付する備品管理シールは、備品管理台帳と備品の現物を紐づける重要な役割を担っており、また、市の備品と指定管理者の備品とを区別するためのものでもあるため、備品に添付すべきである。</p>	<p>【社会体育施設7施設】 地震の影響により破損した備品等の整理も含め、指定管理者が所有する備品との区別を行なったうえで、市所有備品を備品台帳へ平成28年度に登録完了したところ。</p> <p>また、備品管理シールの貼付を平成29年12月に完了した。</p>	<p>平成29年12月8日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 市民会館

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><備品の管理状況について> 指定管理者は、仕様書に従い市が貸与する備品及び物品について、指定管理者の備品及び物品とは明確に区別した上で備品の現況を適切に把握し、市が示す備品管理台帳に登載すると共に、その結果を市に報告する必要がある。市は、指定管理者からの報告を受け、熊本市物品会計規則に従い備品の現況を明らかにし、必要に応じて、自ら備品管理台帳と現物の照合を行い、指定管理者の備品の管理状況を確認し、市の備品管理台帳に登載すべきである。</p> <p>また、備品に添付する備品管理シールは、備品管理台帳と備品の現物を紐づける重要な役割を担っており、また、市の備品と指定管理者の備品とを区別するためのものでもあるため、備品に添付すべきである。</p>	<p>【健軍文化ホール】 健軍文化ホールの備品について、指定管理者の協力のもと調査を実施し、備品管理台帳と現物との照合確認作業を行い、指定管理者が所有する備品と市が取有する備品についての区別をした。</p> <p>結果、登録や廃棄の事務処理を実施して、健軍文化ホールの現在の状況での備品管理台帳を整備・登録した。</p> <p>また、平成29年3月末までに全ての備品管理シールの貼付を終了した。</p>	<p>平成 29 年 3 月 31 日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

政策局 総合政策部 国際課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><備品の管理状況について></p> <p>指定管理者は、仕様書に従い市が貸与する備品及び物品について、指定管理者の備品及び物品とは明確に区別した上で備品の現況を適切に把握し、市が示す備品管理台帳に登載すると共に、その結果を市に報告する必要がある。市は、指定管理者からの報告を受け、熊本市物品会計規則に従い備品の現況を明らかにし、必要に応じて、自ら備品管理台帳と現物の照合を行い、指定管理者の備品の管理状況を確認し、市の備品管理台帳に登載すべきである。</p> <p>また、備品に添付する備品管理シールは、備品管理台帳と備品の現物を紐づける重要な役割を担っており、また、市の備品と指定管理者の備品とを区別するためのものでもあるため、備品に添付すべきである。</p>	<p>【国際交流会館】</p> <p>指定管理者から受領した最新の備品データ及び市の備品管理台帳と、現物の照合を行うとともに、現物がない備品については備品管理台帳の廃棄手続きを完了させた。</p> <p>指定管理者が所有する備品についてはシールを貼付して管理しており、市が所有する備品についても、備品管理シールの貼付を行った。</p>	<p>平成28年11月24日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

健康福祉局 子ども未来部 子ども支援課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><備品の管理状況について></p> <p>指定管理者は、仕様書に従い市が貸与する備品及び物品について、指定管理者の備品及び物品とは明確に区別した上で備品の現況を適切に把握し、市が示す備品管理台帳に登載すると共に、その結果を市に報告する必要がある。市は、指定管理者からの報告を受け、熊本市物品会計規則に従い備品の現況を明らかにし、必要に応じて、自ら備品管理台帳と現物の照合を行い、指定管理者の備品の管理状況を確認し、市の備品管理台帳に登載すべきである。</p> <p>また、備品に添付する備品管理シールは、備品管理台帳と備品の現物を紐づける重要な役割を担っており、また、市の備品と指定管理者の備品とを区別するためのものでもあるため、備品に添付すべきである。</p>	<p>【子ども文化会館】</p> <p>指定管理者が所有する備品については、備品管理台帳と現物の確認作業を実施し、管理台帳の整理を行った。</p> <p>指定管理者は、市が示す備品管理台帳に基づき、備品の有無を確認し、所在不明の備品に関しては、備品管理台帳から除却した。備品管理シールに関しては、貼付の有無を確認し、無いものについてはシールを貼付した。</p>	<p>平成 29 年 4 月 1 日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

健康福祉局 福祉部 健康福祉政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><備品の管理状況について> 指定管理者は、仕様書に従い市が貸与する備品及び物品について、指定管理者の備品及び物品とは明確に区別した上で備品の現況を適切に把握し、市が示す備品管理台帳に登載すると共に、その結果を市に報告する必要がある。市は、指定管理者からの報告を受け、熊本市物品会計規則に従い備品の現況を明らかにし、必要に応じて、自ら備品管理台帳と現物の照合を行い、指定管理者の備品の管理状況を確認し、市の備品管理台帳に登載すべきである。</p> <p>また、備品に添付する備品管理シールは、備品管理台帳と備品の現物を紐づける重要な役割を担っており、また、市の備品と指定管理者の備品とを区別するためのものでもあるため、備品に添付すべきである。</p>	<p>【熊本市斎場】 平成29年12月までに市が所有する備品について、現物と備品管理台帳との突合を全て終えた。</p> <p>なお、指定管理者が購入した備品については、台帳管理の上、備品管理シールを貼付するよう指導を行っており、実施済である。</p>	<p>平成29年12月8日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 市民会館

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><産業文化会館が閉鎖した時に譲り受けた備品について> 市は、熊本市物品会計規則に従い備品の現況を明らかにする必要がある。産業文化会館から譲り受けた備品についても備品管理台帳へ記載して現物管理をする必要がある。</p>	<p>【健軍文化ホール】 産業文化会館が閉鎖した時に譲り受けた備品について、市民会館で譲り受けた備品については既に市の備品管理台帳へ登録済であったが、健軍文化ホールで譲り受けた備品についても登録を完了した。 また、平成29年3月末までに全ての備品管理シールの貼付を終了した。</p>	<p>平成29年3月31日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

政策局 総合政策部 国際課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><産業文化会館が閉鎖した時に譲り受けた備品について> 市は、熊本市物品会計規則に従い備品の現況を明らかにする必要がある。産業文化会館から譲り受けた備品についても備品管理台帳へ記載して現物管理をする必要がある。</p>	<p>【国際交流会館】 指定管理者から受領した最新の備品データ及び市の備品管理台帳と、現物の照合を行うとともに、産業文化会館から譲り受けた備品についても、取得手続きを完了させた。</p>	<p>平成28年11月24日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

健康福祉局 子ども未来部 子ども支援課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><産業文化会館が閉鎖した時に譲り受けた備品について> 市は、熊本市物品会計規則に従い備品の現況を明らかにする必要がある。産業文化会館から譲り受けた備品についても備品管理台帳へ記載して現物管理をする必要がある。</p>	<p>【子ども文化会館】 産業文化会館から備品を譲り受けた際、備品管理台帳への記載が漏れていた分について記載を行った。また、改めて備品管理台帳と備品の照合の上、仕分けを実施し、現状の規格と合わない備品については廃棄し備品管理台帳から除却した。</p>	<p>平成 29 年 4 月 1 日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 文化振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><モニタリングの適切な実施について（備品管理について）> 市は、モニタリングの実施に当たっては、指定管理者の実施している業務について、書類の確認にとどまらず、備品の管理であれば例えば書類と現物の照合を行うなど、その実態に即した確認を適宜実施し、適切に評価するとともに、必要に応じて指定管理者に対して改善指導を行う必要がある。</p>	<p>【現代美術館】 年2回のモニタリングの実施に当たり、指定管理者の備品台帳と現物の抽出検査は行っている。 また、包括外部監査の指摘を受け、平成28年3月に全ての備品及び物品の台帳と現物の照合作業を行った。作業の結果を踏まえて、平成29年3月、市の備品台帳の整理を完了した。</p>	<p>平成29年3月31日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 スポーツ振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><モニタリングの適切な実施について（備品管理について）></p> <p>市は、モニタリングの実施に当たっては、指定管理者の実施している業務について、書類の確認にとどまらず、備品の管理であれば例えば書類と現物の照合を行うなど、その実態に即した確認を適宜実施し、適切に評価するとともに、必要に応じて指定管理者に対して改善指導を行う必要がある。</p>	<p>【社会体育施設7施設】</p> <p>平成29年3月から、モニタリングの際に、書類の確認にとどまらず、必要に応じて書類と現物の照合を行うなど、その実態に即した確認を実施している。</p> <p>また、その状況を適切に評価し、必要に応じて指定管理者に対して改善指導を実施している。</p>	<p>平成29年3月31日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

健康福祉局 子ども未来部 子ども支援課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><モニタリングの適切な実施について（備品管理について）></p> <p>市は、モニタリングの実施に当たっては、指定管理者の実施している業務について、書類の確認にとどまらず、備品の管理であれば例えば書類と現物の照合を行うなど、その実態に即した確認を適宜実施し、適切に評価するとともに、必要に応じて指定管理者に対して改善指導を行う必要がある。</p>	<p>【子ども文化会館】</p> <p>平成29年4月に指定管理者の備品管理台帳と現物の確認作業を実施し、管理台帳の整理を行った。</p> <p>また、平成29年9月のモニタリング時に、整理された備品台帳を確認し適切な管理が行われていると確認した。</p>	<p>平成29年9月28日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

健康福祉局 福祉部 健康福祉政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><モニタリングの適切な実施について（備品管理について）> 市は、モニタリングの実施に当たっては、指定管理者の実施している業務について、書類の確認にとどまらず、備品の管理であれば例えば書類と現物の照合を行うなど、その実態に即した確認を適宜実施し、適切に評価するとともに、必要に応じて指定管理者に対して改善指導を行う必要がある。</p>	<p>【熊本市斎場】 平成29年12月までに市が所有する備品について、現物と備品管理台帳との突合を全て終えた。 なお、指定管理者が購入した備品については、備品管理シールの貼付が行われており、今後もモニタリングの中で確認を行い、必要に応じ指導を行っていく。</p>	<p>平成29年12月8日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 スポーツ振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><モニタリングの適切な実施について(管理経費の収支状況の確認について)></p> <p>指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針の「2 財政状況の評価と確認」において「毎年度事業終了後に提出する事業報告書において、指定管理業務に関する財務状況(料金収入の実績、指定管理料等の収支状況等)も報告する義務があり、市はこの財務書類で応募段階の収支計画と乖離していないかを確認することとする。」と規定している。</p> <p>市は、管理経費の状況につき、基本方針の趣旨に従い適切に確認する必要がある。さらに、市は指定管理者に対して、必要に応じて改善指導を行う必要がある。</p> <p>※平成26年度包括外部監査報告書(P133)より抜粋</p> <p>平成25年度事業報告書には「管理経費の収支状況」が記載されていない。なお、財団の施設管理事業会計の収支計算書が添付されているが、市が要求している「管理経費の収支状況」とは言えない。</p>	<p>【社会体育施設7施設】</p> <p>平成29年3月から、モニタリング実施の際に指定管理業務に関する財務状況を報告するよう指導し、報告を受け応募段階の収支計画と乖離していないかを確認している。</p>	<p>平成29年3月31日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

市民局 市民生活部 男女共同参画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><収支報告の適切性について></p> <p>①指定管理者である共同企業体は収支計算書において、人件費や一般管理費等は実際に要した額を集計し計上する必要がある。</p> <p>また、市は、指定管理者の作成した収支計算書が指定管理業務に関する実際の経費を表示していることを確認する必要がある。</p> <p>②指定管理者は十分に検算を行い、このような単純ミスを防止すべきである。</p> <p>また、本件は単純な集計ミスであり、市のモニタリング時に横罫の足し込みを行えば容易に発見できたはずのものである。市は指定管理者からの決算報告を鵜呑みにするのではなく、実際の帳簿との整合性も踏まえて、適正な会計処理が行われているか確認を行うとともに、必要に応じて指定管理者に対して指導すべきである。</p>	<p>【男女共同参画センターはあもにい】</p> <p>①指摘を受け、平成27年8月11日付市協発第234号にて、指定管理者に対し、平成27年度分からの改善を文書で通知し、その後提出された平成27年度年次報告書における収支状況一覧、決算資料等について精査したが、計上されている経費の一部について、根拠資料等の提出がなかったため、実際の経費が計上されているかどうかを確認することができなかった。その後、再度指摘内容や収支報告のあり方等について指定管理者制度所管課及び指定管理者と協議を行い、具体的な改善策を検討した。</p> <p>その結果、平成28年度収支報告では、実際に要した経費が適正な項目として計上され、その根拠となる資料も、平成29年度第1回目モニタリング（平成29年6月28日実施）において確認資料として提示され、適正に処理されていることを確認した。</p> <p>②指摘を踏まえ、平成28年度第1回モニタリング（平成28年8月実施）においては、帳簿関係を確認する際、領収証等の基礎資料確認から、各項目の小計、それらの合計などについて、複数の職員にて入念に確認を行った。</p>	<p>①平成29年6月28日</p> <p>②平成28年8月22日措置済</p>

平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について～

財政局 税務部 税制課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><未申告法人の状況調査について> 活動が確認された1法人は、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの事業年度の確定申告はしていたが、それ以降は申告をしていない。調査時点で5年間も申告をしていないことになり、長年未申告の状況が継続していたことになる。なお、活動が確認された法人は申告の必要性は認識していたが申告書を提出しておらず、悪質なケースと思われる。 申告すべき法人が長年に渡り未申告の状況であることは、適切に申告している他の法人と比較した場合、課税上極めて不公平である。市は、定期的に未申告法人の中で申告すべき法人が含まれていないかどうかを調査すべきである。</p>	<p>未申告法人には期限後申告を行った法人や休業法人も多数含まれており、調査を効率的かつ効果的に実施するため、本市とほぼ同様の課税客体を抱える熊本県県央広域本部の担当課と協議を行った結果、県税である法人県民税・法人事業税との台帳一致を目標とし、定期的に県税の台帳との突合を行うことで未申告法人に対処していくこととした。 また同時に、税法上、法人の市町村民税は均等割額及び法人税割額の合算額によって課すると規定されていることから、引き続き法人税割の課税標準額となる法人税の課税庁である税務署との連携も密にし、適正な課税に努める。</p>	<p>平成29年10月13日</p>

平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について～

財政局 税務部 税制課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><複合商業施設等における無申告法人の発掘調査について></p> <p>調査の結果、調査対象法人 56 法人中 5 法人が無申告の状況であった。</p> <p>市内には、今回調査対象とした複合商業施設等と同じような施設が多数存在している。今回の調査の結果、56 法人中 5 法人の約 9%が無申告の状況となっている現状を考えると、他の複合商業施設等に関しても同様の状況が窺われる。</p> <p>市は、適正に法人市民税の申告を行っている法人との公平性の観点から、他の複合商業施設についても定期的に無申告法人の有無の調査を行う必要がある。</p> <p>※無申告法人 5 法人の無申告理由又は無申告状況は、平成 27 年度包括外部監査報告書（P66）を参照</p>	<p>指摘された無申告法人については、申告の指導を行った。</p> <p>複合商業施設等における無申告法人の発掘調査については、今後本市を所管する熊本県県央広域本部の担当課と合同で定期的に調査に当たることとし、施設内のテナントに対して申告納付を促す啓発活動についても合同で取り組んでいく。</p>	<p>平成 29 年 10 月 13 日</p>

平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について～

財政局 税務部 課税管理課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><土地及び家屋の課税台帳への正確な登録について></p> <p>課税台帳のサンプル調査を行ったところ、台帳登録に誤りがあるものが散見された。また、誤りがあるもののうち、更正処理や返金がなされている物件もあるが、過大徴収分の返金処理がなされていないもの、課税漏れに対しての過年度にわたり遡及していない物件もある。</p> <p>課税の公平性を確保するうえで、台帳登録は正確に行うべきであり、登録事務のチェックを徹底すべきである。市の課税事務誤りによる場合においても、速やかに納税義務者に連絡を行い、更正処理や遡及課税を行うことが必要である。</p>	<p>指摘のあった物件については、現地調査や資料の再確認を行い、台帳登録の修正及び更正処理を行った。また、登録事務のチェックについては、「異動処理票」を作成して台帳登録処理前に決裁を取るなど、登録時の誤りを防止し適正な課税を行うための措置を講じた。</p> <p>遡及課税のルールについては、地方税法に規定のある更正、決定等の期間制限（5年間）を適用していくことを改めて徹底していく。</p>	<p>平成 29 年 4 月 1 日</p>

平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について～

財政局 税務部 東税務課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><減免対象となる面積等の根拠資料の保管について></p> <p>公衆浴場については、家屋の公衆浴場面積部分を「熊本市税条例施行規則第6条第2号の取扱基準」に基づき2/3を減免している。後日の検証のため、減免事務の公平性や適正性を確保するうえでも減免の取扱いをする面積等の算出した根拠資料は適切に保管しておく必要がある。</p> <p>なお、監査人が保管されている図面から公衆浴場部分の面積を算出してみたところ、一部図面からは判断できない面積があるものの、概ね1,220.00㎡に近い面積となった。</p>	<p>指摘のあった物件について、平成29年度の減免申請時に申請者から図面を徴し、その後、現在の利用状況の確認を行った。減免対象となる面積等の根拠資料も決裁書類に綴り込み済である（1128.16㎡）。</p> <p>今後、減免の根拠資料について適切に保管を行っていく。</p>	<p>平成 29 年 6 月 14 日</p>

平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について～

財政局 税務部 課税管理課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><個人事業者の未申告者の把握について></p> <p>調査の結果、抽出した26件中10件が申告漏れの可能性があると考えられる。</p> <p>なお、抽出したサンプルが比較的多くの資産を所有している事業者となったこともあり、未申告10件に課税漏れがあった場合の推定年税額は約1,000千円程度になると思われる。</p> <p>よって、課税の公平性の観点から、未申告者の中で申告が必要と思われる個人事業者に対しては、文書や電話による催告を行うと共に、必要に応じて現地確認を行うなど適正な申告指導を行うべきである。</p>	<p>税務署資料と償却資産申告書の突合確認によって申告漏れが判明した償却資産について課税を行うとともに、償却資産の申告が必要と思われる個人事業者（2,983件）に対して、平成29年5月に申告勧奨の通知と申告書の送付を行い、郵送返戻分については現地調査等を実施した。</p> <p>さらに、指摘のあった農業施設を中心に未申告の個人事業者を対象として、電話による申告書提出の催告を昼間及び夜間に行った。</p>	<p>平成29年9月29日</p>

平成27年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市税（市民税、固定資産税等）に関する財務事務の執行について～

財政局 税務部 納税課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><滞納者死亡の場合における適時対応について></p> <p>滞納者死亡を把握したら、適時に相続人情報の収集を行い、相続人との折衝を行う必要がある点については、前述の「滞納処分対応マニュアル」における「(2) 滞納整理実施上の留意点」に記載のとおりである。</p> <p>滞納者が死亡後、長期間経過すると、相続人の情報等、滞納処分や賦課替え等に必要な情報の入手が困難になる可能性がある。</p> <p>滞納者の死亡を確認したら、可能な限り速やかに相続人情報を収集し、滞納処分や賦課替え等の対応を迅速に実施する必要がある。</p>	<p>滞納者死亡の場合は、「滞納処分対応マニュアル」に基づき、速やかに相続放棄等の状況を調査し相続人の特定を行ったうえで、折衝や財産調査により生活状況や資力等の把握を行っていく。その中で、滞納解消となる案件については、賦課替えや滞納処分を適時実施していくよう課内で周知し、適切に対応するよう共通認識を図った。また今後の組織改編に伴い、処理体制の強化を図る。</p>	<p>平成 29 年 9 月 20 日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

経済観光局 産業部 競輪事務所

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><建物台帳の管理状況について> 熊本市営競輪所所長は、その所属の公有財産に増減その他の異動があった場合は、その都度、遅滞なく、根拠書類を添えて、管財課長に通知し、管財課長は、前項の通知があったときは、速やかにこれを財産台帳に記載しなければならない。</p>	<p>指摘を受けた4棟の建物については、解体済みとして通知し、固定資産台帳からの削除を行った。</p>	<p>平成29年5月24日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

南区役所 区民部 飽田まちづくりセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><所管の変更手続きについて> 《南区浜口町104・105・124・125》 当該物件の建物は農業・ブランド戦略課の所管であるが、実際に当該建物を利用しているのは文化振興課及び熊本市飽田商工会である。また、実際に駐車場を利用しているのも文化振興課及び熊本市飽田商工会である。所管と利用実態が整合しておらず、本来の目的と違う目的で利用されている。 飽田総合出張所（現・飽田まちづくりセンター）としては未利用地という判断であるが、実態としては上記のとおり文化振興課及び熊本市飽田商工会が利用しており、未利用地ではない。利用実態に合わせ、所管を飽田総合出張所（現・飽田まちづくりセンター）から文化振興課へ変更手続きを実施すべきである。</p>	<p>指摘のあった建物及び土地について、利用実態に合わせ、農業・ブランド戦略課及び飽田総合出張所から文化振興課へ所管換えを行った。</p>	<p>平成29年3月31日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 財務部 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><土地の売却について> 《元萱木集会施設》 平成27年度に売却のため管財課へ所管替えの方針が示されているが、隣接地の地権者との間で境界確認がされておらず何ら手が付けられていない。 市有地である看板もなく、また、柵もされていない状態で草が生い茂っていることから、維持管理が適切に行われているとは言い難い。 市有地である看板の設置や柵の設置は必要であり、近隣住民から苦情が出ないように草取り等の維持管理も必要である。 維持管理費を削減するうえでも、早急に売却に向けた手続きを進めていくことが不可欠である。</p>	<p>平成28年度から29年度にかけて当該土地の隣接地権者と境界確認を行った。 現在、隣接するすべての境界は確定しており今年度の市有地公売（一般競争入札）に当たり、看板設置及び除草を行った。</p>	<p>平成29年12月1日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 財務部 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><土地の管理状況について> 《旧西部市民センター敷地》 侵入ができないようにチェーンの施錠を行うとともに、市有地であることを示す看板の設置等するなどして、現場管理を徹底すべきである。</p>	<p>旧西部市民センター敷地については、侵入ができないよう2ヶ所の入り口にチェーンと南京錠による施錠を行っており、敷地使用時には、使用後の施錠が適切に行われているかの確認を徹底することとした。 また、本地は売却予定地であるため、市有地であることを示す看板は設置済。</p>	<p>平成 29 年 3 月 31 日</p>